

## 重要事項説明書

本説明書は、鳩ヶ谷キッズランド（以下「当園」という。）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項について記したものです。

令和7年4月1日現在

### 1 設置者

設置者の名称	社会福祉法人 陽彩こころの会
代表者氏名	理事長 森寺 恵理(モリデラ エリ)
所在地	川口市坂下町1丁目14-17
電話番号	048-286-0116

### 2 目的及び運営方針

目的	当園は、保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>当園は、当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。</li><li>利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。</li><li>当園は、利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。</li><li>当園は、この規程に定めるもののほか、児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。</li></ol>

### 3 当園の概要

名称	鳩ヶ谷キッズランド
所在地	川口市坂下町1丁目14-17
事業類型	保育所
電話番号	048-286-0116
認可年月日	令和2年4月1日
管理者（施設長）氏名	森寺 恵理(モリデラ エリ)

利用定員	90名					
内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	0名	15名	15名	20名	20名	20名
自己評価の概要	実施					
第三者評価の概要	実施					
職員の研修実施状況	1 当園が指定する研修に参加 2 川口市が実施する研修に参加					
嘱託 (小児科医)	若林 大樹					
病院名	Sunny キッズクリニック					
	電話番号 048-294-0365					
嘱託 (歯科医)	浅川 昭典					
病院名	よつば歯科クリニック					
	電話番号 048-285-4280					

#### 4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
施設長 (園長)	1名	園の運営管理全般、職員の指揮監督
主任保育士	1名	地域の保護者等への子育て支援、施設長の補佐、保育士等の統括
保育士	14名以上	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
調理員	2名以上	給食調理業務
事務員	1名	事務全般
嘱託医	1名	子どもの健康診断、健康相談及び助言指導等
嘱託歯科医	1名	子どもの定期健康歯科健診、健康相談及び助言指導等

前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くものとする。

#### 5 開園日、開園時間

開園日	月曜日から土曜日まで		
開園時間	7時00分から19時00分まで ( 土曜日は18時まで )		
保育標準時間	7時00分から18時00分まで		
延長保育時間	朝	時 分から	時 分まで
	夕	18時00分から	19時00分まで
保育短時間	8時30分から16時30分まで		
延長保育時間	朝	7時00分から	8時30分まで
	夕	16時30分から	19時00分まで ( 土曜日は18時まで )

## 6 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とします。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 12月29日から1月3日まで

## 7 保育士及び保育従事者配置基準

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3：1	5：1	6：1	15：1	25：1	25：1

## 8 施設の概要

敷地面積	994.07 m <sup>2</sup>
建物構造	木造2階建
建築年次	令和2年3月
建物面積	511.99 m <sup>2</sup>
保育室数及び面積	4室 254.98 m <sup>2</sup> (有効床面積)
屋外遊戯場	287.5 m <sup>2</sup>
設備概要	冷暖房、床暖房(1～3歳児室)、太陽光発電、生ゴミ処理機
加入保険	傷害保険、施設賠償責任保険、火災保険

## 9 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとします。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。

## 10 食事

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

- 1 当園は、給食を自園調理にて利用乳幼児に提供するものとする。

- |   |
|---|
| 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。 |
| 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。  |
| 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。          |

## 1 1 保険

当園は、災害共済（日本スポーツ振興センター）に加入する。
------------------------------

## 1 2 健康診断等

当園は、利用乳幼児利用乳幼児に対し、1年に2回の定期健康診断、1年に1回の歯科健康診断を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとします。
---

## 1 3 利用者負担額

特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	金額	内容及び負担を求める理由・目的
主食費	月額 1200 円	食事の提供に要する費用を徴収
副食費	月額 4800 円	(3歳児以上)
共済掛金	年額 315 円	日本スポーツ振興センター共済掛金負担分
入園備品代	希望者実費	通園バック、希望者購入など
スマック・帽子	実費	入所時に全員購入(帽子はクラスカラー)
連絡帳(1~2歳児)	徴収無し	おが～る連絡帳を使用
教材費	実費	クレヨン、自由画帳、はさみ、のり、粘土セットなどの購入費用 (1歳児以上の制作活動に使用するため)
学習教材費	実費	かず・もじなどのワーク、購入費用 (3歳児以上の学習に使用するため)
イベント費	随時、実費徴収	遠足等に係る交通費・施設使用料、発表会などの制作材料費

## 2 延長保育に係る利用者負担

項目	7時から8時30分まで 16時30分から18時まで		18時から19時まで
	1時間以内	1時間超え	
保育標準時間 (延長料金)	—	—	300円 (1時間単位) 3000円 (1か月/事前申込)
保育短時間 (延長料金)	100円 (30分単位)	100円 (30分単位)	300円 (1時間単位) 3000円 (1か月/事前申込)

## 14 緊急時の対応

保育時間中に、利用乳幼児が体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど別に定める「保育安全マニュアル」「感染症マニュアル」「危機管理マニュアル」に従って行動し、必要な措置を講じます。

## 15 非常災害時の対応

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「危機管理マニュアル」に従って行動し、利用乳幼児の安全の確保を図ります。

## 16 個人情報保護

- 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
- 特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することがあります。
  - ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
  - ・他の保育所等へ転園する場合において、または兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合に、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
  - ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
  - ・保育の提供にあたり川口市など関連機関に対し報告が必要なとき。

## 17 提供する保育等の内容

当園は、特定教育・保育施設の特性に留意し、次に掲げる保育等を提供するものとする。

- (1) 特定教育・保育
- (2) 延長保育

## 18 利用開始に関する事項

- 1 当園の利用を希望する場合は、川口市が定める様式及び方法により、川口市に申込みを行うものとする。
- 2 利用の申込みを行った乳児又は幼児（以下「利用申込乳幼児」という。）については、川口市が定める選定により決定するものとする。
- 3 当園は、利用申込乳幼児の保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書等を交付して説明を行い、当園の利用開始について当該保護者の同意を得なければならないものとする。

## 19 利用終了に関する事項

- 1 利用乳幼児が当園の利用を終了しようとする場合は、川口市が定める様式及び方法により、川口市に届け出るものとする。
- 2 当園の利用の終了に際しては、利用乳幼児について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、利用児童に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めるものとする。

## 20 当園の利用にあたっての留意事項

- 1 当園の利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。
- 2 登園時及び降園時は、備え付けのタイムカード打刻もしくは、PCへの打刻操作を保護者が操作するものとする。
- 3 延長発生時の料金は、13.2 延長保育に係る利用者負担の表を参照の上課金するものとする。
- 4 欠席する際は、保護者からの電話連絡をもって行うこととする。
- 5 保護者以外のお迎えは、当園の証明書掲示以外は、引き渡しをしないものとする。
- 6 発熱や緊急時に連絡可能な電話番号を明記し、直ぐお迎えに来るものとする。
- 7 感染症時の登園停止等については、厚生労働省の指導に準じて行うものとする。
- 8 警報発令時の登園停止等については、別に定める「非常災害時対応マニュアル」に従つて行うものとする。
- 9 登園時は、利用乳幼児が屋内に入るまで、保護者の責任において行うこととし、降園時は、屋外に出た時点で、保護者の責任において行うこととする。

- 1 0 保育料などの支払は、期限内に保護者が指定した口座より口座振替により川口市に支払うものとする。
- 1 1 離乳、強度アレルギーに関しては、保護者持参にて対応するものとする。

## 2 1 保育内容に関する相談・苦情

当園相談窓口	窓口設置場所	鳩ヶ谷キッズランド 事務室内
	窓口開設時間	9時00分から17時00分まで
	苦情受付担当者	主任 清水 みゆき (シミズ ミユキ)
	苦情解決責任者	施設長 森寺 恵理 (モリデラ エリ)
	受付方法	電話： 048-286-0116 メール： info@hiirokokoro.com
第三者委員	矢作 登司雄	電話： 048-281-1856
		役職・肩書等 評議員・坂下町1丁目自治会会長
	吉野 晓子	電話： 048-284-6343
		役職・肩書等 保育士
川口市	担当課	保育運営課 (指導係)
	所在地	川口市中青木1-5-1 川口市役所第2庁舎3階
	受付時間	8時30分から17時15分まで
	受付方法	電話： 048-258-1110 (代表番号) メール： 083.04502@city.kawaguchi.saitama.jp

令和7年 月 日

私は、鳩ヶ谷キッズランドの利用の開始にあたり、この重要事項説明書の説明を受け、記載内容に同意したので署名します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_